

**刑 法**（配点 60 点）

**【問題】**

以下の【設例】を読んで、甲及び乙の罪責を検討しなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。

**【設例】**

1. 甲及び乙は振り込め詐欺等を行う犯罪組織に所属しており、高齢者を対象に詐欺的手法を用いて銀行口座のキャッシュカードを奪い去る計画を立てていた。甲及び乙が立てた計画は、まず、甲が警察官を装って高齢者のV（79歳、女性）に電話をかけ、V名義の預金口座から預金が引き出される詐欺被害にあっているため、Vの当該預金口座のキャッシュカードを封筒に入れてV宅で数日間保管することが必要である旨の嘘を告げ、また、これから訪れる金融庁職員がこれに関する作業を行うことを伝えて信じさせた上、金融庁職員を装う乙が、予めダミーのポイントカードを入れた偽のすり替え用封筒（以下「偽封筒」という。）を用意してVの自宅を訪れ、Vに用意させたキャッシュカードを空の封筒に入れて封をした上、割り印をするための印鑑が必要である旨告げてVに印鑑を取りに行かせ、Vがその場から離れた隙にVのキャッシュカード入りの封筒と偽封筒を入れ替え、割り印をした偽封筒をVに渡し、Vのキャッシュカード入りの封筒を持ち去るといった内容であった。
2. 令和元年6月8日午後2時過ぎ頃、甲及び乙は前記1に立てた計画を遂行することとした。はじめに、甲がV宅に電話をかけ、Vに対し、「警察庁の者ですが、あなたが詐欺の被害に遭っている可能性があります。」「詐欺で騙し取られた被害額をあなたに返します。」「それにはあなたのキャッシュカードが必要です。」「今、金融庁の職員があなたの家に向かっています。金融庁の職員が封筒を準備していますので、その封筒の中にあなたの銀行口座のキャッシュカードを入れてください。」「金融庁の職員が、その場であなたのキャッシュカードを確認しますが、その後、すぐに封筒に入れたキャッシュカードはあなたにお返しします。」「封筒に入れたキャッシュカードは、3日間は使わないで自宅に保管してください。この3日間は銀行口座からのお金の引き出しはできません。」と言った内容の旨を告げた。Vはこの甲の話を利用し、V名義のキャッシュカードを準備して自宅で待機する旨甲に告げた。
3. 一方、乙は同日午後2時頃から甲の指示に基づき、V宅からおおよそ500メートル離れた距離にある大型量販店の休憩所で待機していたが、同日午後2時40分頃、Vに電話をかけ終えた甲より携帯電話でV宅に向かうよう合図を受けたので、大型量販店からV宅方面に向かって歩いていった。しかし、乙は、同日午後2時50分頃、V宅まで約50mの路上に赴いた時点で、警察官が自身の後をつけていることに気付いたので、V宅に赴くことなく犯行を断念した。

以上